

第24期 第36回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年6月29日

伊予市農業委員会

第24期

第36回定例農業委員会総会議事録

令和5年6月29日（木）午後4時から、伊予市役所において第36回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	15名
農地利用最適化推進委員	6名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第171号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第5号）について	3件
第172号	農地中間管理事業実施要領第8の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について	3件
第173号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
第174号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
第175号	非農地判断について	2件

（報告）

第67号	農地法第18条第6項の規定による解約通知書の受理について	1件
------	------------------------------	----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第36回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、●●番 ●●委員、●●番 ●●委員、●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第171号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

番号1。それから、

議案第172号

農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

番号1、番号2は関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

議案第171号 番号1

利用権の設定を受ける者（借り手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権を設定する者（貸し手）宮下 ●●さん

利用権設定地 宮下●●畑 ●●㎡他●●筆 合計●●筆で●●㎡です。

契約期間 令和5年7月1日～令和30年6月30日の25年間

権利の種類 使用貸借権

議案第172号番号1

権利の設定を受ける者（借り手）松山市 ●●さん

権利を設定する者（貸し手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権設定地 宮下●● 畑 ●●m² 他●●筆 合計●●筆で●●m²です。

権利の種類 使用貸借権

契約期間 令和5年7月1日～令和30年6月30日の25年間

議案第172号番号2

権利の設定を受ける者（借り手）松山市 ●●さん

権利を設定する者（貸し手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権設定地 ●● 樹園地 ●●m²

権利の種類 使用貸借権

契約期間 令和5年7月1日～令和30年6月30日の25年間

議案第171号番号1で●●さんがえひめ農林漁業振興機構に貸付けた農地を、172号番号2でえひめ農林漁業振興機構から●●さんが●●筆借受けて、●●で●●さんが残り●●筆を借り受ける計画になります。

営農計画は議案説明書の2ページから7ページに提出された青年等就農計画認定申請書を掲載しています。概略を説明しますと、●●さんは夫婦の共同経営で、今回の申請地の●●さんの園地で柑橘の成木園地を引き継ぎ、松山市の農地では花木と産直出荷用の野菜を栽培する経営計画になっています。●●さん夫婦は新規就農になりますのでこの後のご本人さんの発表と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

事務局の説明のとおりでございます。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。第171号番号1、第172号番号1、番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農ということで、●●さんご夫妻に入場いただき、今後の営農計画等について発表いただきたいと思います。

●●さん

よろしく申し上げます。

(営農計画の説明)

議長

先程、●●さんから発表いただきましたが、委員の皆様からご意見・ご質疑があればお願いします。

計画については、議案説明書の2ページから7ページまでございます。収支計画なども出ておりますのでご覧いただければと思います。

はい、●●委員さん。

●●農業委員

非常に結構なことと思います。●●さんとは昔からお付き合いがございました。収量は●●さんが栽培されていたものの実績を書かれているのですか。

●●さん

1年目は●●さんの実績をもとに記載し、2年目以降は、農業指導センターからのアドバイスをもとに、面積から算定していますが、指導を受けながら生産量を上げられるようにしたいと思います。

●●農業委員

28号、せとかなどは収益が多いので、お若いこともありますが、●●さんの施設はもちろん、新たな施設栽培の計画を立てられて、収入アップにつなげていただきたいと思います。立派な経営計画を立てていくことができれば良いと思いますので、よろしく申し上げます。

●●さん

ありがとうございます。

議長

他にございませんでしょうか。

出荷等についてはJAさんを通じて行う予定ですか。

●●さん

JAさんへのお荷と、一部は産直市へのお荷を考えています。

議長

それと、お住まいが地区外ということで、特に地元の皆さんとの交流や行事には積極的に参加いただければとお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無ければ、ぜひ、ご夫婦で頑張っていたいただければと思います。ありがとうございました。

●●さん

ありがとうございました。

議長

それでは、あらためてご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

それでは、第171号番号1、第172号番号1、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。第171号番号1、第172号番号1、番号2について承認いたします。

続いて、第171号番号2、番号3、続いて、第172号番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第171号

2番

利用権の設定を受ける者（借り手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権を設定する者（貸し手）宮下 ●●さん

利用権設定地 宮下●● 樹園地 ●●㎡

権利の種類 使用貸借権

契約期間 令和5年7月1日～令和15年6月30日の10年間

3番

利用権の設定を受ける者（借り手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権を設定する者（貸し手）大阪府 ●●さん

利用権設定地 宮下●● 樹園地 ●●㎡

権利の種類 使用貸借権

契約期間 令和5年7月1日～令和15年6月30日の10年間

議案第172号

3番

権利の設定を受ける者（借り手）宮下 ●●さん

権利を設定する者（貸し手）松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

利用権設定地 宮下●● 樹園地 ●●㎡

宮下●● 樹園地 ●●㎡

権利の種類 使用貸借権

契約期間 令和5年7月1日～令和15年6月30日の10年間

議案第171号2番で●●さんが、3番で●●さんがえひめ農林漁業振興機構に貸付けた農地を、172号3番でえひめ農林漁業振興機構から●●さんがお二人分まとめて借り受ける計画になります。

営農計画は議案説明書の8ページから12ページに提出されている青年等就農計画認定申請書を掲載しています。概略を説明しますと、今回の申請地と、今後申請をする農地と合わせて40aで柑橘栽培をする計画になります。ご両親も農業経営をされていますが、●●さんの経営農地は、新規で借り受けて独立

自営をする計画になります。●●さんは新規就農になりますのでこの後のご本人さんの発表と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、第171号番号2、番号3、第172号番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●農業委員

●●さんは、父親である●●さんの農業後継者になる方と考えております。そのため、数年前から父親の営農を見ながらお手伝いされてきたと思いますが、独立の第一歩として農地の貸借契約がまとまったものと思います。講習会へも積極的に参加されており、新規就農者としての不安はございません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは皆様からご質問があればお願いします。無いようでしたら、●●さんにお越しいただいておりますので、お入りいただきたいと思います。

議長

それでは、今後の就農計画等について発表いただきたいと思います。

●●さん

よろしくをお願いします。今年度から就農しております。

(就農計画の説明)

議長

只今ご発表いただいた計画について、皆さんからご質問・ご意見があればお願いします。

はい、●●委員さん。

●●農業委員

良い指導者が近くにいらっしゃるのですから、お父様の指導を仰ぎながらがんばっていただきたいと思います。収入の計画を見ておりますが、もう少し上げられると思うんですね。10a 当たり 200 万円程度はあげていただきたいですし、目標にさせていただきたいと思います。がんばってください。

●●さん

ありがとうございます。

議長

他にございませんでしょうか。無いようでしたらご退席ください。

●●さん

ありがとうございました。

議長

あらためまして、皆さんからご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、第171号番号2、番号3、第172号番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。第171号番号2、番号3、第172号番号3について承認いたします。

議案第173号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人 東京都 ●●さん

譲受人 本郡 ●●さん

申請地 本郡●● 畑 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由

(譲受人) 農地管理のため

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページ1番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

兄弟間での贈与となります。譲受人は以前から管理しており、この度贈与されることとなりました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 松山市 ●●さん

譲受人 双海町上灘 ●●さん

申請地 双海町上灘●●畑 ●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由(譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農作業従事・農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページ2番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

本日、●●委員さんが欠席のため、説明をお預かりしておりますので読み上げます。

今回の申請地は、シーサイド公園の前に広がる双海の中では住宅街で、その中にぽつんとある家庭菜園にしか使えないような狭い農地です。●●さんは、みかん栽培などの農業経営もされていますし、今回の申請地のすぐそばにお住まいですので最適な方だと思います。よろしく申し上げます。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人 伊予郡砥部町 ●●さん

譲受人 下三谷 ●●さん

申請地 下三谷●● 畑 ●●m²

同じく●● 畑 ●●m²

同じく●● 畑 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由(譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

親戚間での売買で何ら問題ないと思います。ご検討の程よろしくをお願いします。
なお、●●さんは今後、経営規模拡大の意思がございますので、後任委員へ引き継ぎをしておきます。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人 松山市 ●●さん

譲受人 上野 ●●さん

申請地 上野●● 田 ●●m²

譲受人の耕作面積 ●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

事務局からの説明があったとおりです。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人 埼玉県 ●●さん

譲受人 森 ●●さん

申請地 森●● 田 ●●㎡

譲受人の耕作面積 ●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大

(譲渡人) 農作業従事困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の13ページ5番のとおりです。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、補足説明をします。譲渡人のお母様が森にお住まいで、お母様の弟様が農地管理を行っていましたが、高齢になったということで管理ができない旨の申出があり、農地が隣接する●●さんに贈与の話がまとまりました。この農地へは進入路がなく、●●さんが登記等を行うということで贈与となったものです。よろしくお願ひしなう。

議長

番号5につきなして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願ひしなう。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたしなう。

議案第174号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願ひしなう。

事務局

番号1

譲渡人は、大平 ●●さん

譲受人は、大平 ●●さん

土地所在地は、大平●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は、農家住宅で、転用面積は、同じく●●㎡

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は14ページを、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、借受人は現在、両親と同居しているとのことですが、家財道具が増えたことや、家族間の生活スタイルが異なることなど、それぞれが居住するに必要な空間が不足していることから、隣地の農地に農家住宅を建設するために、今回の申請に至ったものでございます。

申請地は大平に位置し、住宅等が練たんしている第3種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

なお、今回、●●委員さんが欠席でございますが、現地確認願いに基づいてご意見をいただいておりますが、特に問題との判断をいただいておりますので申し添えます。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は、尾崎 ●●さん

譲受人は、尾崎 ●●さん

土地所在地は、尾崎●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は、分家住宅で、転用面積は、同じく●●㎡

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は14ページを、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、借受人は、家族とともに、申請地の隣地にある住宅で暮らしているものの、4世代7人が同居し、手狭であることや、生活リズムの違いにより支障が生じているためであることその他、祖母や父親の面倒を看るのに、隣地の農地が適地であるとして、今回の申請に至ったものでございます。

申請地は尾崎に位置し、住宅等が練たんしている区域にする10ha未満の第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

事務局より説明のあったとおりでございますが、特に問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 3

譲渡人は、稲荷 ●●さん

譲受人は、稲荷 ●●

土地所在地は、市場●●

登記地目及び面積は、畑で、●●m²

転用目的は、露天駐車場で、転用面積は、同じく●●m²

所有権移転によるものです。

議案説明書は 14 ページを、申請地説明図は 8 ページから 10 ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲受人である●●が、祭事などの際に訪れる参拝者用の駐車場が不足し、周辺住民が所有する空地进行を借りていたものの、今度も車による参拝者の増加が見込まれるため、露天駐車場を設置するために今回の申請に至ったものでございます。

申請地は市場に位置し、住宅等が練たんしている区域にする 10ha 未満の第 2 種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 3 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

稲荷神社の参道に面しており、適地と思います。●●さんからの実質的なご寄付と伺っております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 3 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号 3 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号4

譲渡人は、下三谷 ●●さん

譲受人は、宇和島市●●さん、●●さん

土地所在地は、下三谷●●及び●●

登記地目及び面積は、田で、合計●●㎡

転用目的は、分家住宅で、転用面積は、同じく●●㎡

使用貸借権設定によるものです。

議案説明書は14ページを、申請地説明図は11ページから13ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、借受人は、現在、勤務の都合で宇和島市で社宅住まいをしているものの、子供の成長等により手狭となり、住宅を新築するための適地を探していたところ、父親が所有する申請地を借り受けることが可能となったため、分家住宅を建設すべく今回の申請に至ったものでございます。

申請地は下三谷に位置し、住宅等が練たんしている第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

事務局説明のとおりです。何ら問題ないと思います。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

議案第175号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

申出人及び土地所有者は、大平 ●●さん。

土地所在地は、大平●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は15ページを、申請地説明図は14ページから16ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、申出人は、申出地を平成19年8月に相続し、当該農地で父親が柑橘栽培をしていたものの、高齢化による規模縮小のため平成初期に果樹を伐採し植林を行ったとのこと。再生利用困難農地との調査結果を含め、現状回復が困難であることから、非農地判断を求められているものでございます。

なお、今回、●●委員さんが欠席でございますが、現地確認願いに基づいてご意見をいただいておりますが、特に問題との判断をいただいておりますので申し添えます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

申出人及び土地所有者は、宮下 ●●さん。

土地所在地は、宮下●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は15ページを、申請地説明図は17ページから19ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、
申出人は当該農地で伊予柑栽培を行っていたものの、日当たりなど耕作条件が悪く、一方、身体の故障により平成初期頃から耕作を断念し、果樹伐採の後、植林を行ったとのこと。再生利用困難農地との調査結果を含め、現状回復が困難であることから非農地判断を求められているものでございます。
以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●推進委員

事務局説明のとおりでございます。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はござ

いませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

報告第67号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	上三谷 ●●さん
借受人	上三谷 ●●さん
届出地	上三谷●● 田 ●●㎡
解約事由	双方合意
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定

以上です。

議長

報告第67号について、皆様からご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項でございますので次に移ります。
その他事項について、事務局の説明をお願いします。

その他説明

会長

ご質問はございませんでしょうか。無いようでしたら、皆様方には3年間、いろいろな面で御指導・御協力をいただき、会長職を3年間務めることができましたこと。この場を借りて御礼を申し上げます。今後、特に農業委員関係では、10年後の目標地図の作成。これが大きな課題になろうと思いますが、皆様方の3年間の経験を生かしていただき、特に、次期の農業委員さん、推進委員さんに、その経験をもとに今後とも御協力をいただきますようお願い申し上げます。本当に皆様方には、3年間、御協力いただきましたこと御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、第36回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後5時21分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
